

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(法人税法施行規則等の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行規則（附則第十一条において「新地方法人税法施行規則」という。）、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（附則第十二条において「新租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第十四条において「新震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令及び第十八条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十条までにおいて同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2 | 別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第五条第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。附則第十条において同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第十条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八

号の四に規定する連結所得をいう。附則第十条第一項において同じ。）に
対する法人税並びに法人の施行日前に開始した課税事業年度（旧事業年度
を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、改正法附則第
十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法
、改正法第四条の規定（改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限
る。）による改正前の地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、改正
法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二
十六号。附則第十二条において「旧租税特別措置法」という。）、改正法
第十七条の規定（改正法附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）
による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非
課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）、改正法第十八条
の規定（改正法附則第一条第五号ルに掲げる改正規定に限る。）による改
正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等
に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）、改正法第二十三条の規定
による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に
関する法律（平成二十三年法律第二十九号。附則第十四条において「旧震
災特例法」という。）及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五
号ネに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正
する法律（平成三十年法律第七号）の規定並びに法人税法施行令等の一部
を改正する政令（令和二年政令第二百七号。以下「改正令」という。）（附
則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第
一条の規定による改正前の法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号。
附則第七条第二項第二号において「旧法人税法施行令」という。）、改正
令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行令（平成二十六年政令第
百三十九号）、改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令
（昭和三十二年政令第四十三号。附則第十二条において「旧租税特別措置
法施行令」という。）、改正令第四条の規定による改正前の東日本大震災
の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十
三年政令第百十二号。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令
」という。）、改正令第十一条の規定による改正前の外国居住者等の所得
に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三
十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の
法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）

の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規則、第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則、第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令、第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。

（減価償却資産の償却等に関する経過措置）

第三条 次の各号に掲げる新法人税法施行規則の規定の適用については、当該各号に定める法人が連結子法人（旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。附則第五条第三項第二号において同じ。）である場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新法人税法施行規則の規定の納税地とみなす。

- 一 第二十一条の二第二号 同号の分割承継法人等
- 二 第二十一条の三第二号 同号の分割承継法人等
- 三 第二十二条第二号 同号の分割承継法人等
- 四 第二十四条の三第二号 同号の分割承継法人等
- 五 第二十四条の四第二号 同号の分割承継法人等
- 六 第二十四条の五第二号 同号の分割承継法人等、分割承継法人又は被現物出資法人

- 七 第二十四条の六第二号 同号の分割承継法人等
- 八 第二十四条の七第二号 同号の分割承継法人等
- 九 第二十四条の八第二号 同号の分割承継法人等
- 十 第二十四条の十第二号 同号の分割承継法人等
- 十一 第二十四条の十一第二号 同号の分割承継法人等
- 十二 第二十四条の十二第二号 同号の分割承継法人等
- 十三 第二十五条第二号 同号の分割承継法人等
- 十四 第二十五条の五第二号イ及びロ 同号イの分割承継法人等又は同号

ロの分割法人等

十五 第二十五条の六第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人

十六 第二十七条の十八第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人

十七 第二十七条の十九第二号 同号の分割承継法人等

十八 第二十八条の三第二号 同号の分割承継法人等

十九 第二十八条の四第二号 同号の分割承継法人等

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置)

第四条 法人が法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の法人税法施行規則（以下この条において「平成二十七年旧法人税法施行規則」という。）第二十六条の五各項の規定によりみなし欠損金額（改正法附則第二十二条第三項の規定により欠損金額とみなされる同条第二項第二号に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この条において同じ。）が生じた事業年度の平成二十七年旧法人税法施行規則第六十六条第一項に規定する帳簿及び平成二十七年旧法人税法施行規則第六十七条第一項各号に掲げる書類又はこれらの写しを保存している場合には、当該法人は、平成二十七年旧法人税法施行規則第二十六条の三第一項及び第三項の規定により当該みなし欠損金額が生じた事業年度の平成二十七年旧法人税法施行規則第五十九条第一項各号に掲げる帳簿書類又はその写しを保存しているものとみなす。

(通算承認に関する経過措置)

第五条 改正法附則第二十九条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする連結親法人（旧法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。第三項第二号において同じ。）の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）並びに代表者の氏名

二 その他参考となるべき事項

2

改正法第三条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第六十四条の九第一項に規定する親法人又は同条第二項に規定する他の内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合における同項に規定する財務省令で定める事項は、新法人税法施行規則第二十七条の十六の八第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある法人（改正法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある法人を含む。）これらの法人の名称及びこれらの承認の取消の日

二 旧法人税法第四条の五第三項の承認（改正法附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例によりされた旧法人税法第四条の五第三項の承認を含む。）を受けたことがある法人 当該法人の名称及びこれらの承認を受けた日

三 改正法附則第二十九条第二項の規定の適用を受けた法人 当該法人の名称及び同項に規定する前日

3

新法人税法第六十四条の九第二項に規定する他の内国法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における改正令第一条の規定による改正後の法人税法施行令第三百三十一条の十二第三項に規定する財務省令で定める事項は、新法人税法施行規則第二十七条の十六の八第三項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある場合（改正法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある場合を含む。）これらの承認の取消の日

二 旧法人税法第四条の五第二項（第五号に係る部分に限るものとし、その発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。）の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある場合（改正法附則第十六条第二項（第五号に係る部分に限るものとし、その発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を

除く。)の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことがある場合を含む。) これらの承認の取消しの日並びにこれらの承認の取消しの直前において当該他の内国法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

三 旧法人税法第四条の五第三項の承認(改正法附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例によりされた旧法人税法第四条の五第三項の承認を含む。)を受けたことがある場合 これらの承認を受けた日

四 改正法附則第二十九条第二項の規定の適用を受けた場合 同項に規定する前日

(外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置)

第六条 内国法人の施行日前に開始した事業年度(旧事業年度を含む。)に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第二十九条の四第一項の規定の適用については、同項第二号中「の事業年度」とあるのは「の事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。第四号から第六号までにおいて「令和二年改正法」という。)第三条の規定による改正前の法人税法(以下この号及び次号において「旧法人税法」という。)第十五条の二(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。次号、第五号及び第七号において同じ。)」と、「同条第一項」とあるのは「法第六十九条第一項」と、「又は第十七項」とあるのは「若しくは第十七項」と、「」の規定」とあるのは「」又は旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項まで(連結事業年度における外国税額の控除)の規定」と、同項第三号中「第四百四十七條第四項」とあるのは「第四百四十七條第四項(法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号。第五号及び第七号において「令和二年改正令」という。)附則第三十八条第二項(外国法人税が減額された場合の特例に関する経過措置)の規定によりみなして適用する場合を含む。)」と、「又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等」とあるのは「若しくは適格分割等(法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等をいう。以下この号において同じ。)」と、「」において」とあるのは「」又は当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の連結事業年度若しくは適格分割等の日の属する連結事業年度前の連結事業年度(以下この号において「適格合併等前の連結事業年度」という。)

「において」と、「において同条第一項」とあるのは「又は当該適格合併等前の連結事業年度において法第六十九条第一項」と、「又は第十七項」とあるのは「若しくは第十七項」と、「の規定」とあるのは「）又は旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定」と、同項第四号中「特例」とあるのは「特例」（令和二年改正法附則第二百二十六条第二項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の七第一項」と、同項第五号中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「の規定」とあるのは「又は令和二年改正法第六十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第七号において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、「特例」とあるのは「特例」又は旧租税特別措置法第六十八条の九十第二項第一号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」と、「の規定」とあるのは「又は令和二年改正法附則第五十五条第十五項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定」と、同項第六号中「特例」とあるのは「特例」（令和二年改正法附則第二百二十七条第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の九の三第一項」と、同項第七号中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「の規定」とあるのは「又は旧租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、「特例」とあるのは「特例」又は旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」と、「の規定による」とあるのは「又は令和二年改正法附則第五十六条第五項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）において準用

する令和二年改正令附則第五十五条第十五項の規定による」とする。

（繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等に関する経過措置）

第七条 内国法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第三十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前条第一項各号」とあるのは、「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第六条（外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置）の規定により読み替えられた前条第一項各号」とする。

2| 改正法附則第三十二条第五項の規定により読み替えて適用される新法人税法第六十九条第二十四項に規定する当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 新法人税法第六十九条第二項に規定する繰越控除限度額又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度以後の各連結事業年度（次号において「繰越控除限度額」に係る各連結事業年度」という。）の旧法人税法第八十一条の第十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額
- 二 繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において納付することとなった旧法人税法第八十一条の第十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において同条第八項の規定の適用があった場合には、旧法人税法施行令第一百五十五条の三十五第一項に規定する控除後の金額）

（税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等に関する経過措置）

第八条 内国法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第三十条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第三号中「第二十九条の四第一項各号」とあるのは「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第六条（外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置）の規定により読み替えられた第

二十九条の四第一項各号」と、「前条第一項第二号」とあるのは「同令附則第七条第一項（繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等に関する経過措置）の規定により読み替えられた前条第一項第二号」と、「同項第五号中「係る事業年度」とあるのは「係る事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第三項第三号において「旧法人税法」という。）第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号において同じ。）」と、「以後の各事業年度」とあるのは「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」と、「の控除限度額」とあるのは「の控除限度額又は連結控除限度額」と、「の控除限度額」とあるのは「の控除限度額又は連結控除限度額（旧法人税法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。第三項第二号において同じ。）」と、「を記載した」とあるのは「又は個別控除対象外国法人税の額（旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項第三号において同じ。）を記載した」と、「同条第十七項」とあるのは「法第六十九条第十七項」と、「同条第三項第二号中「の控除限度額」とあるのは「の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」と、「同項第三号中「金額」とあるのは「金額」又は個別控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第八項の規定の適用があつた場合には、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）第一条の規定による改正前の法人税法施行令第五百五十五条の三十五第一項（連結事業年度において外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）」とする。

（青色申告に関する経過措置）

第九条 旧法人税法第二百二十二条第一項の規定による申請後最初に提出しようとする青色申告書に係る事業年度終了の日が同条第二項第六号から第八号までに掲げる事業年度に該当する場合におけるその申請に係る申請書の記載事項については、なお従前の例による。

2

改正法附則第三十六条第二項の規定の適用がある場合における同項に規定する申請書に係る新法人税法第二百二十二条第一項に規定する財務省令で定める事項は、新法人税法施行規則第五十二条各号に掲げる事項のほか、

改正法附則第二十九条第二項の届出書を提出した日とする。

- 3| 改正法附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人について第一条の規定による改正前の法人税法施行規則第八条の三の九の規定による承認がされていた場合には、当該内国法人は、新法人税法施行規則第五十八条の承認を受けたものとみなす。

(法人税の申告に係る書式に関する経過措置)

- 第十條 新法人税法施行規則別表の書式(新法人税法施行規則別表十九から別表十九の三までの書式を除く。)は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

- 2| 新法人税法施行規則別表十九から別表十九の三までの書式は、法人の施行日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税及び連結法人の施行日以後に納税義務が成立する連結中間申告書(旧法人税法第二条第三十号の二に規定する連結中間申告書をいう。以下この項において同じ。)に係る法人税について適用し、法人の施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税及び連結法人の施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

(地方法人税の申告に係る書式に関する経過措置)

- 第十一條 新地方法人税法施行規則別表一から別表二付表三までの書式は、施行日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、施行日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

- 2| 新地方法人税法施行規則別表三の書式は、施行日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用し、施行日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う法人税法の特例に関する経過)

措置)

第十二条

次の各号に掲げる新租税特別措置法施行規則の規定の適用については、当該各号に定める法人が連結子法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人をいう。第三項において同じ。）である場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新租税特別措置法施行規則の規定の納税地とみなす。

一 第二十条第三項第二号 同号の分割承継法人等

二 第二十条第八項第二号 同号の相手先

三 第二十条第九項第二号 同号の現物分配法人

四 第二十条第二十九項第二号 同号の分割承継法人等

五 第二十条第三十四項第二号 同号の相手先

六 第二十条第三十五項第二号 同号の現物分配法人

七 第二十条の二十三第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人

八 第二十一条の十一第二項第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人

九 第二十一条の十二第二項第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人

十 第二十一条の十三第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人

十一 第二十一条の十四第二項第二号 同号の分割承継法人又は被現物出資法人

十二 第二十二条の二第五項第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人

十三 第二十二条の二第九項第二号 同号の分割承継法人等

十四 第二十二条の二第十項第二号 同号の分割承継法人等

十五 第二十二条の二第十三項第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人

十六 第二十二条の二第五項第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人

十七 第二十二条の二第六項第二号 同号の分割承継法人等

十八 第二十二条の二第七項第二号 同号の分割承継法人等

十九 第二十二条の二第八項第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人

二十 第二十二條の九第三項第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人

二十一 第二十二條の十三第五項第二号 同号の分割承継法人等

二十二 第二十二條の十七第一項第二号 同号の分割承継法人等

二十三 第二十二條の十七第三項第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人

二十四 第二十二條の十七第四項第二号 同号の分割承継法人等

2| 新租税特別措置法施行規則第二十條の規定の適用については、同条第五項の認定には旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第八項の認定を含むものとし、新租税特別措置法施行規則第二十條第五項、第七項及び第八項第四号に規定する移転試験研究費の額には旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第八項の移転試験研究費の額を含むものとし、新租税特別措置法施行規則第二十條第七項の処分には旧租税特別措置法施行規則第二十二條の二十三第四項又は第五項の処分を含むものとし、新租税特別措置法施行規則第二十條第三十一項の認定には旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第二十三項の認定を含むものとし、新租税特別措置法施行規則第二十條第三十三項の処分には旧租税特別措置法施行規則第二十二條の二十三第三十項又は第三十一項の処分を含むものとする。

3| 新租税特別措置法施行規則第二十條の規定の適用については、旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第八項の認定が連結子法人に係るものである場合における当該連結子法人であつた法人は新租税特別措置法施行規則第二十條第六項の認定に係る法人とみなし、同条第八項第四号の分割法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度（旧租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る連結親法人事業年度（旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日は新租税特別措置法施行規則第二十條第八項第四号に規定する分割等事業年度開始の日とみなし、同号の分割承継法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日は同号に規定する分割承継等事業年度開始の日とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九第二十三項の認定が連結子法人に係るものである場合における当該連結子法人であつた法人は新租税特別措置法施行規則第二十條第三十二項の認定に係る法人とみなし、同条第三十四項第四号の分割法人等の同号

の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日は同号に規定する分割等事業年度開始の日とみなし、同号の分割承継法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日は同号に規定する分割承継等事業年度開始の日とみなす。

4| 新租税特別措置法施行規則第二十条の七の規定の適用については、同条第一項の計画の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する連結事業年度に係る旧租税特別措置法施行規則第二十二條の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写しは新租税特別措置法施行規則第二十条の七第一項の書類の写しとみなし、改正法第十六條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十二條の十二第二項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度前の各連結事業年度における当該法人に係る旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人は新租税特別措置法施行規則第二十条の七第四項に規定する適用法人等とみなし、同条第八項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する連結事業年度に係る旧租税特別措置法施行規則第二十二條の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写しは新租税特別措置法施行規則第二十條の七第八項の書類の写しとみなす。

5| 新租税特別措置法施行規則第二十一条の十四第一項の規定の適用については、同項第三号の特別の修繕には、旧租税特別措置法第六十八條の五十八第一項に規定する特別の修繕を含むものとする。

6| 新租税特別措置法施行規則第二十二條の七の規定の適用については、旧租税特別措置法第六十八條の七十九第五項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新租税特別措置法施行規則第二十二條の七第十一項第一号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九條の百六第四項の規定により計算した面積は改正令第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九條の七第十項の規定により計算した面積とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項及び第九項並びに第六十八條の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受け、同号の土地等は新租税特別措置法第六十五條の七第一項及び第九項並びに第六十五條の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた同号の土地等とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十九第五項第二号の適格分割等

により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第十一項第二号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第六項の規定により提出した同項に規定する書類は同号に規定する書類とみなし、同条第五項第二号の適格分割等により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継いだ場合は新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第十一項第三号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第六項の規定（同条第五項第二号に定める期中特別勘定の金額のみを引き継いだ場合にあつては、同条第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類は新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第十一項第三号に規定する書類とみなす。

7| 新租税特別措置法施行規則第二十二条の七第十一項の規定の適用については、同項第一号の買換資産には、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとする。

8| 新租税特別措置法施行規則第二十二条の十一第二十二項の規定の適用については、同項に規定する租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人には、新租税特別措置法施行規則第二十二条の十一第二十二項に規定する外国関係会社に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十一項各号に掲げる連結法人を含むものとする。

（租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う消費税法等の特例に関する経過措置）

第十三条 施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）（旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の同項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）終了の日の属する消費税法（昭和六十三年法律第八号）第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）については、旧租税特別措置法施行規則第三十六条第二項の規定は、なおその効力を有する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 次の各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の適用については

、当該各号に定める法人が連結子法人（旧震災特例法第二条第三項第三十五号に規定する連結子法人をいう。）である場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の納税地とみなす。

一 第六条の七第三項第二号 同号の分割承継法人

二 第七条第二項第二号 同号の分割承継法人等

三 第七条第三項第二号 同号の分割承継法人等

四 第七条第四項第二号 同号の分割承継法人等

2| 新震災特例法施行規則第七条の規定の適用については、旧震災特例法第

二十八条第五項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第一号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第三項の規定により計算した面積は改正令第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十九条第三項の規定により計算した面積とみなし、旧震災特例法第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた同号の土地等は改正法第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項及び第八項並びに第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた同号の土地等とみなし、旧震災特例法第二十八条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第二号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第六項の規定により提出した同項に規定する書類は同号に規定する書類とみなし、同条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第三号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第六項の規定（同条第五項第二号に定める期中特別勘定の金額のみを引き継いだ場合にあつては、同条第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類は新震災特例法施行規則第七条第六項第三号に規定する書類とみなす。

3| 新震災特例法施行規則第七条第六項の規定の適用については、同項第一号の買換資産には、旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産を含むものとする。

(配当等とみなす金額に関する支払調書等の書式に関する経過措置)

第十五条 第五条の規定による改正後の所得税法施行規則別表第五(七)に定める書式の適用については、次に定めるところによる。

一 改正令第五条の規定による改正後の所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号。以下この条において「新所得税法施行令」という。)第六十一条第二項第一号の合併に係る同条第六項第五号に規定する被合併法人の当該合併の日の前日の属する事業年度が連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)である場合には、当該事業年度終了の時の連結個別資本金等の額(旧法人税法第二条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額をいう。以下この条において同じ。)を新所得税法施行令第六十一条第二項第一号の資本金等の額とみなす。

二 新所得税法施行令第六十一条第二項第二号の分割型分割に係る同条第六項第六号に規定する分割法人、同条第二項第三号の株式分配に係る同条第六項第九号に規定する現物分配法人若しくは同条第二項第四号に規定する払戻し等に係る当該払戻し等を行った法人(以下この号において「払戻し人」という。)の当該分割型分割、株式分配若しくは払戻し等の日の属する事業年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該分割法人、現物分配法人又は払戻し人の連結個別資本金等の額及び改正令第五条の規定による改正前の所得税法施行令(以下この号において「旧所得税法施行令」という。)第六十一条第二項第二号に規定する連結個別利益積立金額を当該分割法人、現物分配法人又は払戻し人の資本金等の額(新法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額をいう。次号において同じ。)及び新所得税法施行令第六十一条第二項第二号イに規定する利益積立金額と、当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日以前六月以内に旧所得税法施行令第六十一条第二項第二号イに規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日までの間に法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書又は旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書を提出していなかった場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間を新所得税法施行令第六十一条第二項第二号イに規定する前事業年度と、それぞれみなす。

三 新所得税法施行令第六十一条第二項第六号に規定する自己株式の取得

等に係る当該自己株式の取得等をした法人の当該自己株式の取得等の日の属する事業年度が連結事業年度である場合には、当該自己株式の取得等の直前の連結個別資本金等の額を当該直前の資本金等の額とみなす。

（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）（旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の同項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。次項において同じ。）（終了の日の属する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。次項において同じ。）については、改正法附則第四十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第七条の規定による改正前の消費税法第四十五条の二の規定に基づく第六条の規定による改正前の消費税法施行規則（次項において「旧消費税法施行規則」という。）第二十三条の二第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に開始した連結事業年度終了の日の属する課税期間については、第二十条の規定による改正前の消費税法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定により読み替えて適用される旧消費税法施行規則第二十三条の三の規定は、なおその効力を有する。

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第七条の規定による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第三条第三項の規定の適用については、同項に規定する取得価額には、同項の被合併法人等がした償却の額で当該被合併法人等の各連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）の金額の計算上損金の額に算入された金額を含まないものとする。

（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第十一条の規定による改正後の国税関係法令に係る情報通信技術

を活用した行政の推進等に関する省令（以下この条において「新国税情報通信技術活用省令」という。）第五条第六項及び第六条第二項の規定は、施行日以後に行う新国税情報通信技術活用省令第五条第一項の規定による申請等について適用する。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第十二条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第三条及び第五条の規定は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）の施行日以後に開始する事業年度（旧事業年度を除く。）に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に係る法人税の申告及び連結法人（旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（改正法附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

（貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令の一部改正）
第二十条 貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令（平成二十九年財務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

1 省 略

2| 法第三十七条第五項に規定する財務省令で定める金銭債権は、株式会社日本貿易保険の会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十七号）第二条第二項に規定する非常事故代位債権とする。

1 同 上

2| 法第三十七条第四項に規定する財務省令で定める金額は、当該連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。）終了の時ににおいて貿易保険法施行規則第十条第一項の規定により積み立てる責任準備金の金額のうち、同項第二号に定める金額とする。

3| 法第三十七条第八項に規定する財務省令で定める金銭債権は、株式会社日本貿易保険の会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十七号）第二条第二項に規定する非常事故代位債権とする。